

相続や遺言が変わる

相続法改正也三十一

約40年ぶりに改正される民法(相続法)について知らないと損をする改正ポイントを解説いたします。

先着 20名様 限定 令和2年1月19日(日)

10:00~12:00(受付開始9:40)

[会 場]▶▶▶足利市民会館 1階 104号室

[受講料]▶▶▶ 1,000円

- ●自筆証書遺言の要件緩和と 保管制度
- 義父母の介護が報われる 『特別の寄与』
- 配偶者の居住権の保護 (夫の死後も自宅に住める)
- ●故人の預金が引き出せる
- ●遺産分割に関する見直し
- ●遺留分制度に関する見直し



講師:行政書士 関野 義明

日本大学法学部卒。佐野商工会議所 「まちの学校」、佐野市生涯学習課、 いきいき高齢課にて相続・遺言・成年 後見をテーマにセミナーを開催。相続 発生後のサポートのみならず、相続を 「争族」にしないためのコンサルティ ングを行っている。

また、行政書士として各種許認可の申 請業務を行う。

佐野市で唯一の家族信託専門士として 活動中。

参加ご希望の方は、	電話・FAX・メー	ルにてお申込み下さい
-----------	-----------	------------

さの相続相談センター(FAX:0283-21-0102)行 令和 年 月 日

氏名	TEL	
住所	FAX	
E-mail		

お申込み お問い合わせ さの相続相談センター 栃木県佐野市高萩町466-2 (関野行政書士事務所内)



0283-25-8808



